

教えて!

安保法制がわかりません。

# パンパン!

作: 上越中央法律事務所

第四話「PKO法改正」

今日は表⑥のPKO  
協力法の改正の話だね。

集団的自衛権とか彼方支援は  
だっただけと、  
紛争も起こっているときの話  
今日の話は紛争が一段終わ  
た後(平穏)の話だね。

PKO協力法	PKO協力法(改正)	PKO協力法(改正)
協力対象 ・平和時 ・武力行使 ・武力行使の恐れがある場合 ・武力行使の恐れがある場合	⑥ 集団的自衛権の行使 (自衛隊法第4条) ・自衛隊法第4条第1項第1号の二 ・自衛隊法第4条第1項第2号 ・自衛隊法第4条第1項第3号 ・自衛隊法第4条第1項第4号	⑤ 集団的自衛権の行使 (自衛隊法第4条) ・自衛隊法第4条第1項第1号 ・自衛隊法第4条第1項第2号 ・自衛隊法第4条第1項第3号
武力行使 ・自衛隊法第4条第1項第1号 ・自衛隊法第4条第1項第2号 ・自衛隊法第4条第1項第3号	⑥ 集団的自衛権の行使 (自衛隊法第4条) ・自衛隊法第4条第1項第1号 ・自衛隊法第4条第1項第2号 ・自衛隊法第4条第1項第3号 ・自衛隊法第4条第1項第4号	⑤ 集団的自衛権の行使 (自衛隊法第4条) ・自衛隊法第4条第1項第1号 ・自衛隊法第4条第1項第2号 ・自衛隊法第4条第1項第3号

国連PKOだけじゃなくて  
国連が統括しない活動にも  
参加できるよ(表⑤、表⑥)。

改正法により加わるもの

国連PKO + 国際連帯平和安全活動

参加する対象

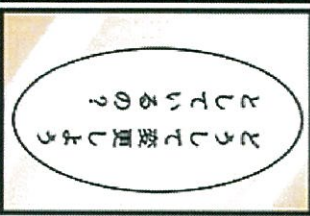
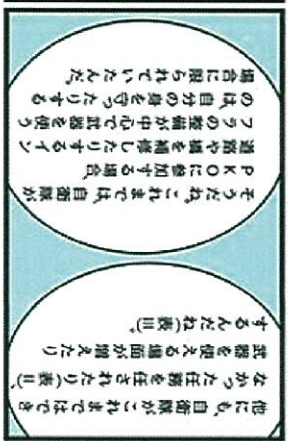
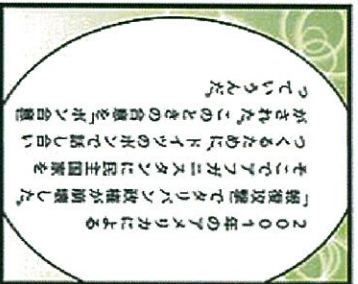
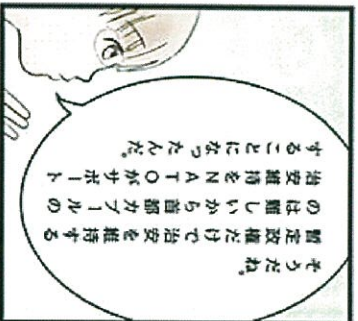
国連が統括しない活動って  
どういふもの?

最近の例で言えば、ISAF  
(国際治安支援部隊)があるね。

挨拶はやっぱり  
基本だよな。

了イサツじゃなくて  
了イサツだよ。

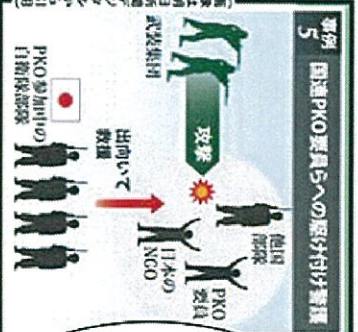
ISAFって聞いたことは  
あるけどよくわかんないな。



停戦の合意が破棄されて紛争が再開したり、大規模な虐殺が行われたりするともあつて、住民を保護するために軍事的な介入をせざるを得ないことまでできたんだ。

そのPKOの性質が変わったの？

そうだね、紛争が終わった後にインフラを整備したり給水活動をしたりして、復興を支援し平和を「維持する」ための活動なんだ。



そんなに単純な話ではないよ。紛争現場では住民長官政府グループが派の長官が責任について要求されて軍が自衛隊を展開すること自体が難しいんだ。味方がを展懐めること自体が難しく、自衛隊が自衛隊だから危険と隣り合わせなんだ。

その15AF部隊もNATO軍に3500人の死者が出ているし、イラク戦争でも米軍の犠牲者は本格的な戦いのときより駐留活動中の方が多かった。

じゃあ、日本の間乗り方もそれに合わせよう。要するに、心やいやいや、せめて要する方がいかにない？ 治安維持活動って、自衛隊が現地でもパトリルとかして、悪い奴がいいたら戦ってやっつけるんじゃない？

かっこいいよ！

紛争地域では、中立性の確保が最も重要な要素で、軍との関係がゆるぎなく保たれると、攻撃を受けるリスクが高まってしまうからなんだ。

そうだね、自衛隊員に死者が出るのはほんとんど重要だと思うよ。それと、現地で活動するNGOは、自衛隊がそういう活動をすることに反対している。

聞ける可能性はすごく高いね。聞ける相手も攻撃して本格的な戦いになる可能性はすごく高いね。そのために武器を使うんだよね？

聞かれてはいるけど、軍の部隊とか、NGOを助けるに行くんだよね？

現地のNGOが反対しているのは、やるついでに、不思議な話だね。

えっ、そうなの？

えっ、そうなの？

【資料は朝日新聞デジタルから引用】

